

## 令和 6 年 第 2 回 調布市議会定例会について（報告）

## 1 会期（6 月 3 日～6 月 1 9 日までの 1 7 日間）

## 2 市長提出議案・市長報告 計 3 1 件（教育部関連 4 件）—全て可決

	案件名	概要
1	報告第 1 0 号 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の経営状況について	◎令和 5 年度決算状況 ・収入総額 1 億 4, 489 万 1, 331 円 ・支出総額 1 億 3, 852 万 7, 597 円 ・収支差額 636 万 3, 734 円 ・次期繰越収支差額 592 万 3, 124 円 ◎令和 6 年度予算額 ・予算総額 1 億 4, 124 万円余
2	報告第 1 1 号 令和 5 年度調布市繰越明許費繰越計算書について	◎翌年度繰越教育費総額（2 億 1, 774 万円余） 【主な内訳】 ・教科書・指導書購入費（5, 535 万円余） ・学校施設改修設計，改修・整備支援事業費（1 億 4, 584 万円余） ・社会教育施設設備改修事業・設計費（1, 654 万円余）
3	議案第 5 1 号 調布市教育委員会委員の任命について	臼倉 美智氏を同意 （任期：令和 6 年 6 月 2 0 日～令和 7 年 1 2 月 1 7 日※） ※補欠としての任命のため，任期は前任者の任期の残任期間
4	議案第 5 2 号 調布市教育委員会委員の任命について	毛利 勝氏を同意 （任期：令和 6 年 7 月 1 日～令和 1 0 年 6 月 3 0 日）

## 3 陳情 2 件（うち，教育部関連 0 件）

#### 4 一般質問 19人（うち、教育部関連 11人）

○田中 謙二 議員（自民・維新の会）

質問 要旨	<p>1 調布市職員，教育職員の働き方改革について</p> <p>(5) 時間外在校等時間数が月 4 5 時間を超える教育職員の実態と課題認識について</p> <p>(6) 教育職員のいわゆる「持ち帰り仕事」は公務災害の認定対象となるのか</p>
答弁 概要	<p>(教育部長答弁)</p> <p>時間外在校等時間数が月 4 5 時間を超える教育職員の実態と課題認識について、お答えします。</p> <p>市教育委員会では、市立学校に勤務する教員の在校等時間について、令和 2 年度から出退勤システムを導入し、適切に管理しています。教員は出勤・退勤の際に出退勤システムにカードで打刻しているほか、直行の研修等で打刻ができない際は、出退勤システムに勤務時間を入力することで在校等時間を記録しており、学校管理職は月単位で所属の教員の勤務記録を確認し、時間外在校等時間数を把握しています。市立学校においては、校務支援システムの整備や人的支援等の働き方改革の取組により、教員の時間外在校等時間は減少傾向にあります。しかしながら月 4 5 時間を超える教員が一定数いる状況であることから、引き続き、調布市立学校における働き方改革プランに基づく取組を進めて参ります。</p> <p>また、教員の働き方改革を推進する中で、保護者や地域の皆様からご理解をいただくことは重要であると認識しています。そのため、各学校のホームページに「学校における働き方改革へのご理解及びご協力のお願ひ」を掲載しているところですが、加えて、市ホームページ等で教員の平均時間外在校等時間数の推移を掲載するなど、教員の勤務の現状について周知を図って参ります。</p> <p>市教育委員会は、引き続き、教員が誇りとやりがいをもって、健康で充実して働き続けられるよう必要な支援を行って参ります。</p> <p>教育職員のいわゆる「持ち帰り仕事」は公務災害の認定対象となるのかについて、お答えします。</p> <p>教員が持ち帰った仕事に事故や健康被害が発生した際は、地方公務員災害補償基金が個別に具体的な状況を考慮し、認定の判断をするものと認識しています。</p> <p>また、市立学校においては、原則、持ち帰って仕事をする事が出来ないよう、業務改善を進めておりますが、教員がやむを得ず持ち帰り仕事を行う際には、学校管理職の許可を得たうえで、個人情報を含まない紙の資料等を利用して行っている状況であり、要した時間について出退勤システムに入力し記録することとしています。</p> <p>これまでもスクール・サポート・スタッフの配置等により「持ち帰り仕事」を生まないよう学校を支援していますが、教員自身の家庭環境等により、勤務時間に制約がある教員が一定数いることから、柔軟で多様な働き方ができるよう、引き続き、</p>

教員の働き方改革の一層の推進に向け取り組んで参ります。

○山根 洋平 議員（チャレンジ調布）

質問  
要旨

- 1 食育の推進に向けた取組について
  - (2) 公立学校における食育の推進について
    - ア 栄養教諭及び栄養士の配置状況と各学校における食育の取組について
    - イ 給食調理の実施体制の現状と課題について
    - ウ 給食に充てられる時間について
    - エ 物価高騰を踏まえた食材の質の確保に向けた取組について
  - (3) 学校給食における木島平村の食材を活用した食育の推進について
- 2 いわゆる「小1の壁」問題について
  - (1) 「小1の壁」問題に関する現状認識について
  - (2) 朝の時間帯における子どもの居場所確保の取組について

答弁  
概要

（教育部長答弁）

公立学校における食育の推進についてお答えします。

はじめに栄養教諭及び栄養士の配置状況と各学校における食育の取組についてです。

現在、市立小学校全20校に栄養教諭2名を含む正規職員の栄養士を配置しており、市立中学校全8校には、会計年度任用職員の栄養士を配置しています。栄養教諭は、昨年度、東京都全体で77名が配置されている状況の中、今年度、市に配置された2名は、他校の栄養士と同様に、献立作成や給食物資の選定・発注、食育の取組などの業務を担っています。

食育の取組については、栄養士が担当教員と連携し、生活科の授業で、給食で使用するそら豆のさやむき体験を行うなど、食材を通じた食に関する指導を行うほか、1月の学校給食週間では、おにぎりやソフト麺などの昔なつかしい献立や日本各地の郷土料理を提供するなど、各学校で様々な工夫をした取組を行っています。

次に給食調理の実施体制の現状と課題についてです。

現在、市立小学校20校のうち8校は、市職員の学校給食調理員が給食調理業務を担う直営校であり、ほか12校については行革プランに基づき民間事業者に給食調理業務を委託しています。児童・生徒数の増加に伴い調理食数が増えている中、直営校・委託校ともに、業務の多忙さなどから離職する調理員が増え、人員確保と適正配置が課題であると認識しています。引き続き、職場環境の改善を推進し、行革プランに基づく民間委託への転換も含め、給食調理業務の適正な体制整備に努めて参ります。

次に給食に充てられる時間については、小学校では概ね45分、中学校では30分で、給食の準備から片付けまでの実践活動を通して、児童・生徒が望ましい食習

慣を身に付けるのに必要な時間の確保に努めています。なお、小学1年生では、給食の配膳に慣れるまで、6年生や保護者が補助を行うなど、配膳時間を短縮し喫食時間を確保するよう配慮するほか、食材を児童が食べやすい大きさにするなど、調理の面からも工夫しております。

次に給食に使用する食材の質の確保についてです。

市教育委員会は、「学校給食物資食材取扱基準」に基づき、原則国産品であることなど厳正な基準のもと、学校給食の食材を選定しています。食材費の高騰は、一般家庭と同様に学校給食にも及ぶ課題として認識しており、給食の質を落とすことなく提供できるよう、今年度は、昨年度の給食補助金を含めた給食費に更なる物価上昇分を上乗せして各学校の給食食材費として支給しています。

今後も、給食費無償化の取組とあわせ、今般の物価高騰を踏まえた適正な食材費を算出するとともに、安全性を考慮した食材の選定に努めて参ります。

学校給食における木島平村の食材を活用した食育の推進についてお答えします。

学校給食においては、これまでも木島平村の米や、リンゴなどの果実類、生（なま）きくらげなどのきのこ類、アスパラガスなどの野菜を給食食材として使用しています。

木島平村の食材を使用する日には、給食メモや校内放送などで児童・生徒に献立の内容を周知するとともに、保護者に対しては、学校が発行する給食だよりで木島平村食材の魅力などについて啓発を図っています。

また、夏季休業期間中に市教育委員会が実施する「親子料理教室」においても、食材に木島平村の農作物を使用し、木島平村の姉妹都市交流推進員と連携しながら、木島平の食材の知識を深めてもらう場としています。

今後も、市立小・中学校全校での木島平村食材の使用を継続するとともに、来年度は木島平村との姉妹都市盟約40周年を迎えることから、木島平村の食材を取り入れた献立を積極的に提供する期間を設けるなど、更なる姉妹都市交流と食育の推進に努めて参ります。

「小1の壁」問題に関する現状認識についてお答えします。

一般的に「小1の壁」とは、小学校入学を機に、子どもの生活リズムや、環境に変化が生じ、共働き世帯やひとり親世帯の保護者において、早朝保育や延長保育等によってできていた、仕事と子育ての両立が、保育園での預かり時間と、小学校の在校時間の差により、困難になる現象を指すものと捉えています。また、小学校入学後の、放課後の子どもの居場所確保に関する課題に加え、最近では、登校時の子どもの居場所確保が、課題の一つになっているものと認識しています。

朝の時間帯における、子どもの居場所確保の取組についてお答えします。

朝の児童の居場所づくりについて、他自治体においては、登校時間前に校庭や体育館等を開放する、早朝の学校開放の取組を進めている、事例等があることは認識しています。

市立小学校の登校時間は、登校中の児童の安全管理を基本に、授業開始時刻及び、教員の勤務時間等を考慮する必要があります。その上で、各学校において、登校時間の目安を設定し、その時間に合わせて、児童を登校させていただくよう、保護者に対して、入学説明会や、学校だよりを通じて、ご理解ご協力をお願いしております。併せて、地域の方々にも、登校時の子どもの見守りについて、児童の安全確保の取組に、ご協力いただいております。

登校時間前の、学校開放の取組を進めるためには、児童を見守る体制整備が重要であり、朝の時間帯を考慮すると、地域の方々や、委託事業者による、安定した人員の確保が課題となります。さらに、開放時間内における児童のケガや、事故等の対応について、学校管理下において、働き方改革の面から、十分な体制が整えられないことも、課題であると考えています。

また、登校時間前に、学校に向かうことは、スクールゾーンの規制時間帯前の登校となることも、想定されることから、児童の通学時の安全確保にも、配慮する必要があります。

このため、市教育委員会は、こうした課題認識のもと、他自治体における先進事例を参考にし、市長部局とも連携を図りながら、引き続き調査研究を進めて参ります。

○松野 英夫 議員（公明党）

質問 要旨	2 青少年のインターネット利用環境整備について (1) AIペアレンタルコントロールアプリの活用について ア 学習用タブレット端末での活用について
答弁 概要	(教育部長答弁) 学習用端末におけるペアレンタルコントロールアプリの活用についてお答えします。 市教育委員会は、児童・生徒に1人1台端末を貸与し、様々な教育活動で活用しながら、児童・生徒の情報活用能力を育成しています。これらのICT機器は授業のみならず、家庭での学習においても活用の幅が広がっています。 児童・生徒が家庭において安全に学習用端末を利用できるようにするための取組として、夜間帯のインターネット利用を制限するほか、特定のウェブページへのアクセスを制限するフィルタリングを行う等、学習活動に影響のない範囲で端末機能を制限しています。 ご質問いただいたペアレンタルコントロールアプリについては、保護者自身が子どもの端末のアプリ利用を管理できるほか、位置情報や端末利用の安全性を確認で

	<p>きるものと認識しており，これまでも導入を検討して参りました。しかしながら，学習用端末にペアレンタルコントロールを導入すると，学習用端末のフィルタリング等の制限が適切に機能しなくなる恐れがあるため，学習用端末へのインストールは行っておりません。</p> <p>市教育委員会としては，児童・生徒が安全に情報機器を使うためには，情報モラル教育が重要であると考えており，日々の教育活動の中で情報機器の扱い方やインターネットの安全な利活用について指導しているところです。</p> <p>今後も，児童・生徒が正しく安全に端末を使用できるよう端末機能を適切に管理・制限するとともに，学習用端末を利用した犯罪等に巻き込まれることがないよう，情報モラル教育の推進に努めて参ります。</p>
--	--

○阿部 草太 議員（チャレンジ調布）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 ラーケーションについて</p> <p>(1) ラーケーション導入について</p> <p>ア 保護者の労働状況について</p> <p>イ 認識について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育部長答弁)</p> <p>ラーケーション導入についてお答えいたします。</p> <p>はじめに，本市における保護者の労働状況についてです。</p> <p>総務省の基幹統計調査である令和3年社会生活基本調査では，全国の有業者のうち，土曜日に勤務している人の割合が約45%，日曜日が約30%との結果が示されています。</p> <p>また，市の令和2年国勢調査の結果においては，土日に勤務する割合が高いと考えられる主にサービス業に就労している市民の割合が，全国平均と同程度となっています。</p> <p>次に，ラーケーションに対する認識についてお答えいたします。</p> <p>ラーケーションとは，学習を意味する「ラーニング」と，休暇を意味する「バケーション」を掛け合わせたもので，子どもが平日に保護者と一緒に校外学習を行うことを目的とした休みを取得できる取組です。</p> <p>ラーケーションの日を家庭で設定し，事前に学ぶ日程・場所・内容等を学校に届け出ることで実施ができます。令和5年度に愛知県教育委員会で初めて導入され，現在，他の自治体においても導入の動きがある取組であると認識しています。</p> <p>この取組は子どもたちに新たな学びの場を提供するほか，保護者の働き方改革や地域経済の活性化にも寄与する可能性を持つ一方で，学習進度や教員負担といった観点からの課題もあると認識しています。</p> <p>市教育委員会としては，現時点で導入について検討はしていませんが，先行自治体の事例を調査研究するとともに，東京都教育委員会の動向を注視して参ります。</p>

○平野 充 議員（公明党）

質問 要旨	<p>4 障害のある児童・生徒への支援拡充について</p> <p>(1) 通学支援の拡充について</p> <p>ア 通学における移動支援の臨機応変な対応について</p> <p>イ 特別支援学級の設置拡充について</p>
答弁 概要	<p>(教育長答弁)</p> <p>通学支援の拡充について、基本的な認識をお答えいたします。</p> <p>市立小・中学校に設置している特別支援学級に在籍する児童・生徒が通学する際、自宅から学校までの距離等により、保護者の送迎が必要になる場合があります、御負担があることは認識しております。</p> <p>こうしたことから、市教育委員会では、指定する学区域への通学を原則としつつ、個々の家庭の事情等に配慮しながら指定校変更の対応もしております。</p> <p>また、市の福祉部門においては、当該児童・生徒の移動支援について、要綱に基づき移動支援費を支給するなど、取組を進めております。</p> <p>市教育委員会では、引き続き、市長部局と連携しながら、特別支援学級に在籍する児童・生徒の通学支援の拡充に努めて参ります。</p> <p>(教育部長答弁)</p> <p>特別支援学級の設置拡充について、お答えいたします。</p> <p>市教育委員会は、令和5年2月に、子ども一人一人を大切にする教育の実現を目指し、「第2期 調布市特別支援教育推進計画」を策定しました。すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進することを理念とし、指導・支援の充実を図っております。</p> <p>特別支援学級の設置については、本計画に基づき、地理的な状況を踏まえ、児童・生徒が安全に登校し、主体的に学校生活を送ることができるように考慮することが重要です。こうした考え方のもと、本年4月、市内の北部地域にある北ノ台小学校に、新たに特別支援学級を設置いたしました。</p> <p>今後、本計画に基づき、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備に合わせて、新たな特別支援学級の設置についても検討を進めて参ります。また、その他の地域における児童・生徒の望ましい教育環境の整備についても、調査・研究を行って参ります。</p>

○木下 安子 議員（生活者ネットワーク）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 ひとり親支援の継続と拡充を          (1) アフターコロナも支援の拡充を          イ 経済的支援の充実を          (ウ) 不登校家庭への支援について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育部長答弁)          不登校家庭への支援についてお答えします。          市立学校の学校給食費については、東京都が今年度から市区町村に対する補助を実施する方針を示したことから、東京都が定めた「東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱」に基づき、全額公費により負担しております。          交付要綱で示されている補助金の交付対象者は、「区市町村立学校において、学校給食の提供を受ける対象である児童及び生徒」と規定されているほか、食物アレルギーや宗教上配慮が必要であること等の理由により、やむを得ず学校給食の提供を受けられない児童・生徒の保護者に対し、市が学校給食費相当額を支給する場合とされており、自宅での食費に対する補助は対象外となっています。          一方で、学校に登校できない児童・生徒に対して、登校時にいつでも給食を食べることができるよう準備をしており、登校できた時の喫食場所についても空き教室を使用するなど、各学校において配慮に努めております。          学校に登校できない児童・生徒を抱える家庭などにおいても、経済的な負担が生じていることは認識しており、引き続き東京都の施策の動向を注視して参ります。</p>

○田村 ゆう子 議員（日本共産党）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 教職員の心身の健康を守るための施策について          (1) 学校における労働安全衛生管理体制の整備状況と課題について          (2) 各学校への対応について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育部長答弁)          学校における労働安全衛生管理体制の整備状況と課題について、お答えします。          市教育委員会では、平成30年の労働安全衛生法の改正以降、学校における働き方改革の取組と合わせ、令和2年度に出退勤システムを導入し、令和3年度から本格稼働させ、教職員の勤務時間を適切に把握するなど健康管理を行っています。          令和4年度からは、教職員の心身の保持と健康管理の観点から、長時間勤務を行っている職員や希望する職員が毎月医師と面談することができる体制を導入するとともに、心理的な負担の程度を把握するストレスチェックを年2回実施するなど、労働安全衛生の体制整備に努めてきました。          また、東京都教職員互助会等と連携し、精神保健相談等のメンタルヘルス事業や、休職から復帰された職員に向けた医療機関等による職場復帰訓練について周知す</p>



	<p>るほか、都教育委員会と連携し、心理士等が学校を訪問して教職員との面談を行い、メンタルヘルスケアを行うアウトリーチ相談事業を実施するなどの取組も行っていきます。</p> <p>一方で、常時50人以上の教職員が任用される学校への衛生委員会の設置や産業医の配置については未整備であり、今後、各学校で衛生委員会に必要な人材を確保することや、委員会を開催する時間を捻出することなどが課題です。</p> <p>学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、毎年精神疾患等で休職する教職員が一定数存在することから、こうした状況を改善するためにも、市教育委員会としてさらなる取組が必要と考えております。</p> <p>各学校への対応について、お答えします。</p> <p>令和6年度において、会計年度任用職員を含め、常時勤務している教職員数が50人を超過している市立学校は、小学校は7校、中学校は3校と認識しています。</p> <p>現在、市立学校では学校経営支援組織を設置しており、組織的に学校の労働環境改善に努めています。令和6年度においては、大規模な市立中学校での学校における労働安全衛生管理体制の整備に向け、衛生委員会を設置するためのモデル実施の準備を進めています。</p> <p>引き続き、教職員にとって効果的・機能的で、学校が良好な職場環境となるよう工夫しつつ、教職員の健康を維持管理できる体制について検討して参ります。</p>
--	---

○古川 陽菜 議員（チャレンジ調布）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 小学生の通学荷物について</p> <p>(1) 通学荷物の負担について</p> <p>ア 現状について</p> <p>イ ランドセル症候群について</p> <p>(2) 通学かばんの現状について</p> <p>(3) 子どもに合った通学かばん選びについて</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育長答弁)</p> <p>小学生の通学荷物の負担についてお答えします。</p> <p>近年、学習内容の増加に伴い小学校の教科書のページ数が増え、その重量も増加しております。教科書以外の教材についても同様です。</p> <p>一般に、授業で用いる教科書その他の教材について、どのような教材を持ち帰らせ、どのような教材を置いて帰らせるかについては、児童の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担などの実態を考慮し、学校において適切に判断すべき事柄であることから、各学校において適切な配慮が行われるよう、校長会など、様々な機会を捉え、学校に指導しております。</p>

今後も、引き続き、学校が適切に児童の学習環境を整えられるよう、市教育委員会として支援して参ります。

(教育部長答弁)

通学荷物の現状についてお答えします。

学習指導要領の改訂による学習内容の増加や、国の GIGA スクール構想による児童一人 1 台のタブレット端末の導入に伴い、小学校の教科書の重量の増加やタブレット端末の持ち帰り等により、携行品の負担が増えていることについては認識しています。

教科書やその他教材等は、宿題や予習・復習など、家庭学習も視野に入れた指導を行う上で重要なものです。各学校においては、このような重要性を踏まえつつ、宿題で使用する教材等を予め明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童生徒の机の中などに置いて帰ることを認めているなど、児童の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の学校の実態を考慮して判断しているところです。

教科書やその他教材等の携行品の扱いについては、引き続き、各学校の実態に応じて配慮するよう学校に対して指導して参ります。

次に、ランドセル症候群についてお答えします。

児童が重いランドセルを背負うことにより、心身の不調を訴える症状が生じる可能性があることは、市教育委員会としても問題であると捉えています。国は、携行品が重くなりすぎることで、身体の健やかな発達に影響を生じかねないといった懸念や保護者等から配慮を求める声が寄せられていることから、同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、数日に分けて持ってくることで携行品の分量が特定の日には偏らないようにする など、工夫例を示しております。

市教育委員会においても保護者等から、携行品の重量や夏場の登下校時における熱中症への不安に関する御意見をいただいていることから、国の通知を踏まえ、児童の登下校時の持ち物については、児童の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担などを考慮した適切な配慮を行うよう各校へ指導しております。

引き続き、校長会などを通じて学校への周知に努めてまいります。

通学カバンの現状についてお答えします。

国は、児童の学用品としてランドセルの使用を義務化しておりません。市教育委員会においても国と同様の認識であり、学校及び保護者等へランドセルの使用を義務付けはしていませんが、登下校時の安全確保の観点から、両肩掛けで両手がふさがらない形状のかばんを推奨しています。

市教育委員会では、小学校入学時からランドセル以外のカバンを選択して使用している児童や、小学校 6 年間の発達の過程において、機能性やデザイン、サイズ等

を変更したいなどの理由により、ランドセルから他の通学カバンに買い替える児童も一定数いると把握しています。

なお、全ての学校において、ランドセル以外のカバンも可と資料で案内しているわけではありませんが、口頭での案内も含め、学校がランドセルを含めた学用品の取扱いについて、柔軟に対応しているものと認識しています。

現状、入学説明会資料にランドセルを例として記載している学校もあることから、今後は、ランドセル以外の通学カバンを使用することを含め、学用品の使用に関して柔軟に対応することを、説明会における資料を工夫するなど、保護者等へ適切に周知するよう学校へ指導して参ります。

子どもに合った通学カバン選びについてお答えします。

児童の通学用カバンは、ランドセル又はランドセルと同様品で、児童の身体的な負担にならないものを、各家庭が選択しているものと認識しています。

市教育委員会としても、ランドセルに限らず子どもに合った通学カバンを選んでいただくことを周知する必要があると考えています。

このことから、一般的な購入時期や保護者等の購入者、また、使用する児童のニーズに応じて、学校が柔軟に対応し、今後も適切な配慮を講じることを幼保小連携推進協議会において適宜情報提供するほか、市ホームページ等において推奨する通学カバンの要件を掲載するとともにその内容を学校内で配架するなど、保護者の皆様にも伝わるよう努めて参ります。

#### ○清水 仁恵 議員（チャレンジ調布）

質問 要旨	1 読書に親しむさらなる環境づくりを (1) 今後の公共施設について (2) 具体的施策について
答弁 概要	(教育長答弁) 私からは、今後の公共施設としての図書館について、総括的にお答えいたします。 市は、令和5年2月に「調布市公共施設マネジメント計画」を策定しました。 この計画を踏まえ、市教育委員会は、図書館の施設整備の検討を行うに当たり、今後の図書館に求める機能やサービスに関するニーズを把握するため、市民参加による図書館協議会での議論のほか、小・中学生や、高校生以上を対象としたアンケート、さらに市民及び中学生との意見交換会を実施しました。 こうした取組をする中で、多様なニーズを把握したうえで、令和6年2月に「図書館施設整備に向けた基本的な考え方」をとりまとめました。 その中では、利用者ニーズに応える図書館、読書・調査活動への支援、乳幼児・児童・青少年の利用促進、ICTを活用したサービスの提供、居場所としての図書館、及び持続可能な図書館の6点を大きな柱として、求められる機能や考え方を

整理しています。

図書館の施設整備に当たっては、こうした計画や考え方を基本に、読書に親しむ更なる環境づくりを目指し、地域特性や立地条件、面積等、施設整備に関する諸条件の下、地域住民の意見も踏まえつつ、必要な機能の確保などに取り組んで参ります。

なお、今後における中央図書館の整備については、「公共施設マネジメント計画」にて、文化会館たづくりと連動した大規模改修が位置付けられています。引き続き、本計画を踏まえ、市民ニーズの把握に努めつつ、中央図書館に求められる機能やサービスについて検討して参ります。

(教育部長答弁)

私からは、図書館に関するニーズに対応したサービスについての認識と具体的施策について、お答えします。

はじめに、図書館に関するニーズに対応したサービスについての認識です。市教育委員会は、今後の図書館について、利用目的の多様化するニーズや、世代によって異なるニーズに対応したサービス展開が重要であると認識しています。そのため、昨年度においては、中学生・高校生世代を対象としたアンケートや、幅広い世代を対象とした図書館に関するアンケートを実施しました。

また、図書館協議会や利用者懇談会、窓口、電話、メール、館内設置の御意見箱などを通じて、随時、市民ニーズの把握に努めています。その中には、駅前など利便性の高い場所でのサービス提供や、館内での飲食などの意見も寄せられています。

幅広い世代からいただいた多様な意見については、そのバランスを考慮しながら、より充実した図書館サービスの検討に役立てて参ります。

次に、具体的施策について、順次、お答えします。

まず、図書館のDX化についてです。現在、今年度末のICタグシステム導入による非接触型の予約本受取コーナーや、複数冊を同時に処理できる自動貸出機など、より便利で快適に利用できる図書館サービスの提供開始に向けて準備を進めています。電子図書館については、導入する自治体は増加傾向ではありますが、新刊の文芸書などは対象外であったり、閲覧期限があるなど、導入後の利用が進まないといった課題も把握しています。今後も、他自治体の動向をみながら、さらなるICTを活用した図書館サービスについて検討して参ります。

次に、中・高生に向けた施策についてです。ヤングアダルト・YAと呼ばれる中・高生世代は、勉強や部活動など生活環境の変化により地域の図書館から遠ざかる傾向があり、全国的にも利用の少ない状況です。市立図書館では、10代に向けたサービスの充実と利用促進を目指し、昨年度YAサービス検討スタッフを発足しました。検討にあたり、中学生・高校生対象の「市立図書館に関するアンケート」を実

施し、理想の図書館像などを伺いました。市内各学校の御協力のもと、市立図書館を利用したことがない多くの中・高生の回答を得ました。今後、これらの意見等を踏まえ、市内の中学・高等学校とも連携しながら、YAコーナーの設置や対象資料の収集、対象向けイベントの実施等を検討して参ります。

次に、ブックスタート事業の拡充についてです。図書館では、平成13年度から健康推進課と連携し、1歳6か月児健康診査時に図書館推薦の絵本リスト「このほんよんで！」と利用案内などを配付する事業を開始しました。継続的に図書館を利用して多くの本と出会ってほしいという思いから、平成19年度からは3・4か月児健康診査時に赤ちゃんと絵本を楽しむためのガイドブック「赤ちゃんは絵本が大好き」を配付しています。現在は、ゆりかご調布面接を受けられた方への「ゆりかごギフト」に同梱する絵本の選定に携わっております。また、子ども家庭支援センターすこやかとも連携し、絵本の団体貸出のほか、乳児交流事業「コロコロパンダ」や「エンゼル大学」への協力を行っており、直接、乳幼児への読み聞かせも行っております。今後も、他自治体の事例なども踏まえ、関係各課と連携し事業の充実を図って参ります。

次に、おはなし会の拡充についてです。中央図書館と各分館においては、定期的に平日の昼間、幼児から小学生向けと乳幼児向けのおはなし会を実施しています。近年、就労などの社会状況の変化により参加者の減少がみられることから、昨年度は、土・日・祝日のおはなし会を、地域との連携を含めて全館合計で11回実施しました。特別な配慮が必要なお子さん向けには、子ども発達センター等と連携したおはなし会を行っています。

今後も、開催日時や連携先の工夫、内容の拡充に努めるとともに、土・日・祝日のおはなし会開催について、わかりやすい周知を図って参ります。

次に、困難を抱える子どもに寄り添う場との連携についてです。これまでも、依頼に応じて、子ども食堂や児童養護施設等への本の団体貸出を行って参りました。今後は、「子ども食堂」や「子ども・若者総合支援事業ここあ」の所管部署と連携し、リサイクル図書の提供や、団体貸出などの周知を行って参ります。

次に、学校図書館についてお答えいたします。市教育委員会では、調布市教育プランや調布市子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館の活用を推進しています。各学校に配置している学校司書が、選定基準に基づき適切に図書を購入し、点検、整理等を行うとともに、本の貸出や読み聞かせなどを通じ、児童・生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう支援しています。

一方、学校司書業務においては、端末等の耐用年数が大幅に超過していることで、ICT化への対応が課題でした。今年度、持ち運び可能なノートPC型へ更新することで、授業支援などでより柔軟な活用が可能になるほか、情報共有ツールの導入により、校内教職員はもとより他の学校司書間との連絡調整の効率化が図られる予定です。

	<p>今後は、児童・生徒用端末の有効活用の視点を含め、学校図書館が一層充実するよう取組を検討して参ります。</p> <p>このように、市は、様々な施策を通して、読書に親しむさらなる環境づくりに取り組んで参ります。</p>
--	--

○藤川 満恵 議員（公明党）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 市民の生命を守る熱中症対策について</p> <p>(1) 熱中症による健康を守るための取組について</p> <p>イ 子どもの熱中症予防の取組について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育部長答弁)</p> <p>学校における熱中症対策についてお答えします。</p> <p>市教育委員会では、国及び東京都からの通知並びにガイドラインを準用した対策を学校へ周知しております。</p> <p>具体的には、活動前や活動中に暑さ指数を計測すること、その値が31以上の場合は、原則、屋外での活動は中止又は延期すること、水分補給や休息の頻度を高め、活動時間を短縮する等の安全対策を実施することとしております。</p> <p>また、暑さ指数が31未満の場合であっても、天候・気温、活動内容・場所等の状況により適切に対応するよう指導しています。</p> <p>なお、令和5年の気候変動適応法の改正により位置付けられた熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発表された場合は、積極的な熱中症予防行動を行うなど、ガイドラインに沿った対策を行っております。</p> <p>他方、熱中症は、部活動、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、児童・生徒の健康被害を防ぐため、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、暑さ指数に基づいた活動実施の判断を行うことや、熱中症事故防止に関して児童・生徒へ適切に指導を行うことが必要です。</p> <p>学校管理職に対しては、今年度新たに熱中症未然防止のための研修を実施し、児童・生徒に対しては、体育・保健体育の授業を中心にした健康教育をとおして、自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を育成するための学習を行っております。</p> <p>また、学校管理下の熱中症事故の分析結果からは、スポーツ活動が活発になる高校生の事故が最も多くなるものの、小学生においては、体力や技術が未熟な低学年に事故が多くみられることから、低学年の児童の体力に配慮することを重視しつつ、児童が発達に伴って適切な体力を身に付けられるよう、体育学習や休み時間等での運動遊びの工夫を行っております。</p> <p>なお、学校におけるウォータークーラーの設置状況については、小学校2校、中学校4校、計6校に設置しております。</p> <p>引き続き、学校における熱中症対策が充実するよう支援して参ります。</p>

○磯邊 隆 議員（調布ミライ政策会議）

質問 要旨	1 来るべき大災害に向けて、能登半島地震を振り返る (2) 学校のピロティについて
答弁 概要	<p>(教育部長答弁)</p> <p>学校のピロティについて、お答えします。</p> <p>市立小中学校において、ピロティがある校舎は、小学校が5校、中学校が3校、計8校あります。</p> <p>学校施設は、子どもたちのための、教育施設であるとともに、地震等の災害時には、避難所としての機能を果たす、地域防災の拠点として、重要な役割を担っております。</p> <p>そのため、ピロティの有無に係わらず、全ての学校施設の耐震性能について、昭和56年以前に建設された、旧耐震基準建物の校舎等を対象とした、耐震診断を、平成17年度末までに実施しました。</p> <p>その結果に基づく耐震補強工事を、基本計画における、安全・安心のまちづくりの、重点的な取組の1つに位置づけ、平成23年度の完了を目指し、計画的に、取り組みました。必要な補強工事を、優先的に進め、計画から1年前倒しとなる、平成22年度末までに全て完了し、地震に対する学校施設の安全性を、確保しております。</p>